

1. 将来のごみ処理体系

(1) 分別区分（平成35年度時点）

構成市の将来の分別区分（分別項目）は、平成28年2月に策定しました「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」において、次のとおりとしました。

分別区分	鴻巣市	行田市	北本市	分別の方針
可燃ごみ	○	○	○	3市統一
不燃ごみ	○	○	○	3市統一
粗大ごみ	○	○	○	3市統一
資源プラスチック※1	○	○	○	3市統一
ペットボトル	○	○	○	3市統一
缶	○	○	○	各市検討
びん	○	○	○	各市検討
ガラス類	—	—	○	各市検討
金属	○	○	○	各市検討
紙類	○	○	○	各市検討
布・衣類	○	○	○	各市検討
蛍光管・電球・水銀柱等※2	○	○	○	各市検討
乾電池※2	○	○	○	各市検討
廃食用油	○	○	○	各市検討
紙パック	○	○	○	各市検討
小型家電	○	○	○	各市検討

出典：組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

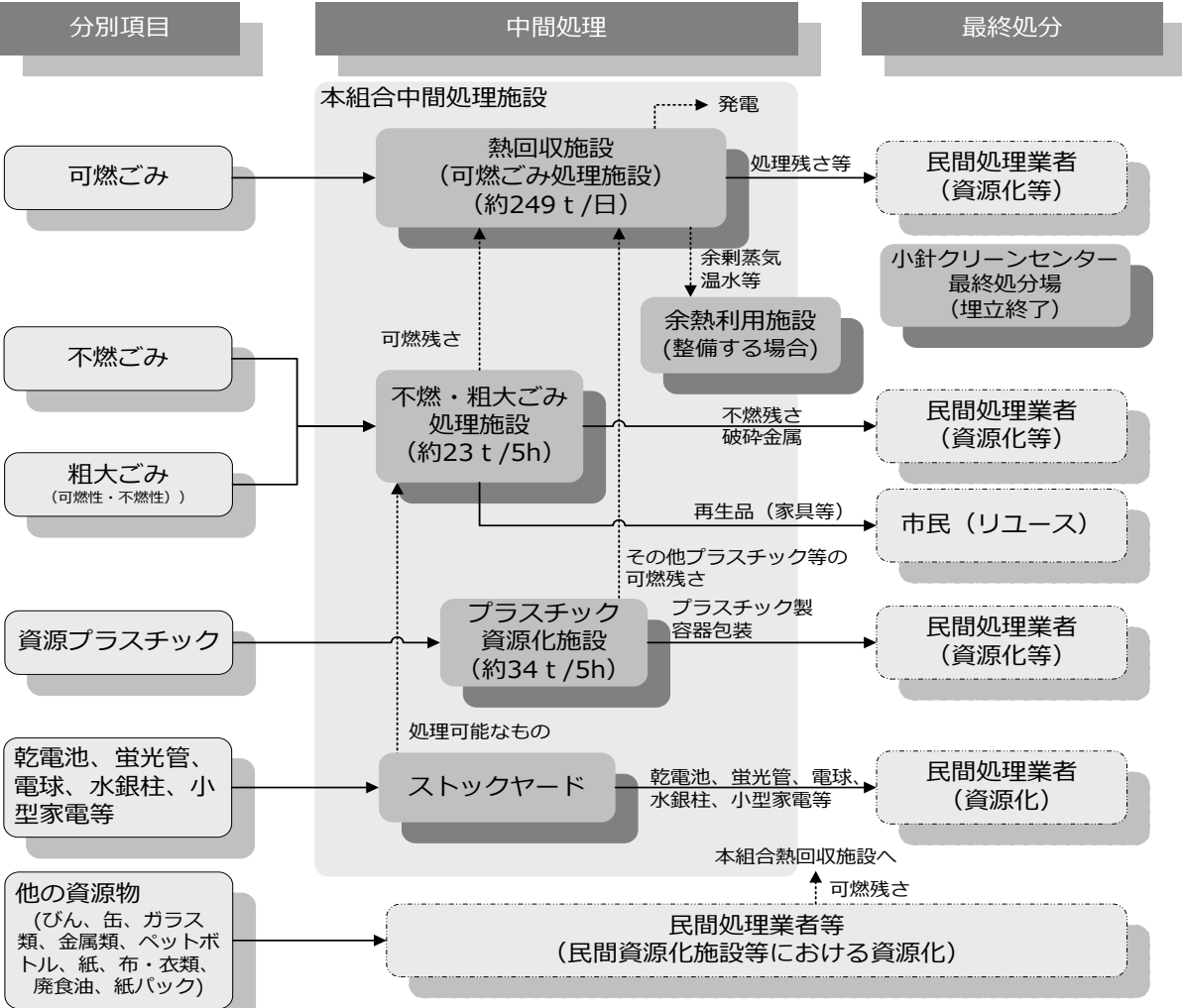
※1：資源プラスチックとは、プラスチック容器包装などのきれいなプラスチックのこと。
水洗いしにくい物やきれいにするのに手間のかかる物、又は洗ってもよごれの落ちない物は、これまでの不燃ごみから可燃ごみに分別を変更する。

※2：現状は、構成市により呼び方（「資源」又は「有害ごみ」）が異なる。

1. 将来のごみ処理体系

(2) 組合で整備する施設の種類

分別区分（分別項目）に対する中間処理及び最終処分を示す将来のごみ処理体系及び新たに整備する施設と処理対象物は、次のとおりです。



新たに整備する施設と処理対象物

施設	処理対象物
熱回収施設	<ul style="list-style-type: none"> 構成市から排出される可燃ごみ 不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ プラスチック資源化施設からの可燃残さ (きれいなプラスチック製容器包装を除く。) 災害廃棄物 など
不燃・粗大ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 構成市から排出される不燃ごみ 構成市から排出される粗大ごみ ストックヤードからの処理可能なもの など
プラスチック資源化施設	<ul style="list-style-type: none"> 構成市から排出される資源プラスチック (きれいなプラスチック製容器包装及びきれいなプラスチック)
ストックヤード	<ul style="list-style-type: none"> 構成市から排出される乾電池、蛍光灯、電球、水銀柱及び小型家電 不法投棄物 など

将来のごみ処理体系 (平成35年度)

出典：組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

2. 構成市における不燃ごみ組成

組合では、分別区分の変更に伴い、排出量が大きく変わる不燃ごみについて、組成調査を行い推定量を把握して組合で整備する施設の規模を精査することとしました。

(1) 不燃ごみ組成調査概要

- ・実施時期：第1回目 H28.2～3、第2回目 H28.6～7
- ・調査対象：構成市不燃ごみ
- ・調査内容：不燃物に含まれるプラスチック製容器包装、その他プラスチック、ペットボトル(行田市)等の重量を測定

3. 組合で整備する施設の規模の検討

不燃ごみ組成調査の結果を踏まえ、次回検討委員会において、組合で整備する施設の規模について、検討していただきます。